

令和8年度環境にやさしい農産物等販売・消費者交流イベント開催業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度環境にやさしい農産物等販売・消費者交流イベント開催業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務の目的

宮城県における環境負荷低減型農業の取組に対する消費者の認知度向上と、継続的な購買意欲の喚起を目的とする。本業務では、生産者と消費者が交流できる販売会や体験型ワークショップ、展示等を一体的に開催することで、環境負荷低減型農業の取組に対する理解を深め、新規需要の創出とファン層の獲得に繋げるもの。

※宮城県における環境負荷低減型農業の取組として、本事業ではみやぎの環境にやさしい農産物認証登録を受けた農産物・環境保全米・有機農産物・GAP（農業生産工程管理）の取組により生産された農産物等のPRを想定しており、以下、これらの農産物を「環境にやさしい農産物等」と呼ぶ。

5 業務の概要

生産者と消費者が直接交流し、環境にやさしい農産物等への理解を深める機会を創出するためのイベントを実施する。なお、イベントの企画・運営に係る全ての事務及び会場使用・設営等に係る諸経費は全て委託費に含むものとする。業務の概要は次のとおり。

(1) イベント概要

イ 名称：未定（事業趣旨に合致する名称を提案すること）

ロ 開催日程：令和8年11月1日（日）

ハ 開催時間：午前11時から午後5時（予定）

ニ 会場予約時間：午前9時から午後6時（設営・撤去時間を含む）

※上記時間帯の中で、5～6時間程度の開催時間を設定すること。

ホ 開催場所：青葉の風テラス 屋内イベントスペース（面積 149 m²）

980-0856 仙台市青葉区青葉山 2-1 外

仙台市地下鉄東西線「国際センター駅」2F

※県が仮予約済み。会場使用料、附帯設備利用料（有料備品代）等は、全て委託費に

含むものとする。詳細は施設公式HP (<https://terrace.sendai-cp.net/>) を参照すること。

- へ ターゲット：子育て層（メイン：購買促進・食育、環境教育）
若年層（サブ：認知度向上・環境意識の醸成）
- ト 出店者：県内で環境にやさしい農産物等の生産に取り組む生産者
※出店者の募集・選定は県が行うが、決定後の出店者説明や当日の配置管理等は委託業務に含めるものとする。
- チ 販売商品：県内で生産された環境にやさしい農産物等（米、野菜、果樹等）、およびそれらを原料とした加工品。
- リ 目標参加人数：300人

(2) 実施内容

- イ 環境にやさしい農産物等の販売
県内で環境にやさしい農産物等の生産に取り組む出店者が、対面販売を通じて取組のPRや消費者交流を行う。（10ブース以上を想定。）
- ロ 普及啓発展示
県内の環境保全型農業の取組を解説するパネル（B2サイズ程度、5枚程度を想定）の展示を行う。
- ハ 特設ブース
親子等で、楽しみながら環境負荷低減型農業等に対する理解を深められるような体験型ワークショップを行う。
- ニ 運営事務局
イベント全体の管理、来場者数の計測、リーフレット・ノベルティ等の配布、消費者を対象としたアンケート調査を行う。

6 委託業務の内容

次の(1)から(9)に掲げる業務を行うものとする。なお、企画提案を受けて仕様の協議を行うため、以下に記載の内容から変更となる場合がある。

(1) 企画・調整・運営

- イ 企画
上記4の目的を達成するため、上記5の業務の概要に沿うイベントを企画し、円滑な実施に向けた全体調整を行うこと。特に、親子連れ等のターゲット層の集客と理解醸成に効果的な「特設ブース（体験ワークショップ等）」の企画・運営を含むこと。
- ロ 連絡調整及び諸手続
会場管理者や出店者等との事前・事後の連絡調整を行うとともに、実施にあたり必要な関係官庁（保健所、消防署等）への許可申請・届出を遅滞なく実施すること。ま

た、会場の本申込み手続き、使用料および有料備品利用料等の支払いを行うほか、会場の利用規約等を遵守し、円滑な施設利用に努めること。

ハ 運営体制の構築

事務局ブース及び特設ブースの運営、来場者の誘導、安全管理等に必要なスタッフを配置・統括すること。また、全体の運営管理および各出店ブースの設営支援を行うこと。事務局ブースにおいては、来場者数の計測、管理を行うこと。

(2) レイアウト・設営等

イ レイアウト設計

通路の確保や動線設計に配慮しつつ、集客に効果的なレイアウトを提案すること。レイアウト案の作成にあたっては、販売ブース数は10とすること。なお、実際の販売ブース数は、出店申し込みの状況により変動する可能性がある。

ロ 設営・撤去作業

県、会場管理者との協議により決定したレイアウトに基づき、規定の時間内に搬入・設営及び撤収作業（清掃・原状回復を含む）を行うこと。

(3) 什器・掲示物等の手配

イ 什器等の調達

会場の備品も活用し、必要な机、テーブル、看板等の什器を手配すること。会場備品の利用にあたっては会場管理者と調整を行うこと。なお、無料備品については下記の参考：無料物品一覧（暫定）を、有料備品については施設公式HP（<https://terrace.sendai-cp.net/>）を参照すること。ただし、備品の仕様、数および単価等に変更が生じた場合や、施設備品のみで不足が生じる場合は、別途手配すること。

参考：無料物品一覧（暫定）

物品名	個数	サイズ
大テーブル	4台	100cm×240cm
木製イス	22脚	-
木製テーブル	1台	直径90cm
白テーブル	2台	直径80cm
スタッキングチェア	60脚	-
丸イス	30脚	-
ベルトパーテーション	7台	
A型有孔パネル・裏面黒板素材	5台	45cm×180cm

ロ 掲示物の製作・設置・装飾

イベント開催の視認性を確保し、出店者と消費者の交流促進、環境保全型農業への理解促進に繋がるよう、掲示物の製作・設置・装飾を行うこと。以下の内容を含むものとする。

・看板

会場管理者と協議の上、視認性が高く、かつ一般利用者の通行を妨げない位置に適切な案内看板を設置すること。

・ミニPOP

出店者への取材を行い、栽培のこだわりやおすすめの食べ方等を紹介するミニPOPを製作し、各販売ブースに掲示すること。

・普及啓発パネル

県が指定する環境保全型農業の解説データ（5種程度を想定。別紙参照。）をB2サイズ以上に印刷し、掲示に必要なパネル・イーゼル等を手配・設置すること。ただし、会場の備品の活用も可能とする。なお、当日の各取組の詳細な説明は、主に県の担当者が行う。

(4) アンケートの実施・分析

イ アンケートの実施

Webフォーム形式等により、来場者に対する調査を実施すること。設問には、属性（性別・年齢・職業・居住地）、来場動機、満足度、認知度・関心度の変化、次年度への要望、自由意見等を最低限含めること。

ロ 集計・報告

実施したアンケートの結果について集計・分析を行い、業務完了報告書の内容に含めて報告すること。

(5) ノベルティ等の製作・配布

イ ノベルティ

アンケート回答率向上のため、回答者を対象としたノベルティを製作・配布すること。ノベルティの内容は事業趣旨に沿うものを提案すること。単価設定にあたっては景品表示法を遵守すること。

ロ コットンバッグの配布管理

会場での販売商品を合計3,100円（税込）以上購入した消費者を対象に、県が提供する「みやぎの環境にやさしい農産物PRコットンバッグ（30枚）」を先着で配布・管理すること。

【参考：県提供コットンバッグ規格】（別紙参照）

種類：ライトキャンバス地トート（M）マチ底のみ

サイズ：本体/約 330×340×90 (mm)、持ち手/約 25×560 (mm)、マチ (底) /約 90 (mm)

材質：コットン (約 8 オンス)

単価：618.86 円 (税込) 相当

(6) 広報

イ 広報物の作成・配架

イベント周知のため、以下の内容を含むポスター及びチラシを作成し、周知に効果的な場所へ設置・配架すること。イベントタイトル、日時、場所、実施内容、特典、問い合わせ先等の情報を含めること。

・ポスター

サイズ：A3以上 枚数：50枚以上

・チラシ

サイズ：A4 枚数：1,000枚以上

ロ リーフレット

イベント当日に会場で配布するリーフレットを作成すること。内容はイベント概要や、環境負荷低減農業の解説 (概要) 等を含め、理解醸成に繋がるものとする。

サイズ：A5以上 枚数：300枚以上

ハ SNS

県が運用する Instagram アカウント「【公式】みやぎの環境にやさしい農産物」 (@miyagi_yasashiinousan) を活用し、イベント告知、出店者紹介、理解促進コンテンツ等の投稿を行い、ターゲット層 (子育て層・若年層) の興味を引く内容とすること。

※「【公式】みやぎの環境にやさしい農産物」Instagram アカウントURL

https://www.instagram.com/miyagi_yasashiinousan

ニ 過年度に作成したデザインの活用について

本業務におけるポスター、チラシ、リーフレット、ノベルティ等の製作にあたっては、前年度までの事業で作成したデザインデータ (ロゴ、イラスト、レイアウト等) を活用することができる。(別紙参照。) 活用にあたっては、本年度の開催内容やターゲットに合わせ、適切に再構成・調整を行うこと。

(7) 保険の加入

イベントを開催するに当たり必要な保険に加入すること。消費者を対象とする保険については、対象消費者数は300名程度を想定すること。

(8) イベント終了後の事業効果の取りまとめ、報告書作成

上記 (1) ~ (7) の業務終了後に、事業効果を取りまとめた報告書を作成し、県に

提出する。

(9) 独自提案（任意）

委託業務の目的を達成するため、上記に捉われない企画提案者の創意工夫に基づく取組を予算の範囲内で提案すること。

7 実施体制

本業務を効果的かつ適性に実施可能な人員体制を整備すること。

8 発注者への報告等

(1) 契約締結後、速やかに業務の実施方法等を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。

(2) 本業務の進捗状況について、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

(3) 発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。

(4) 業務終了後、速やかに業務実績等を記載した業務完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けること。

9 成果品

提出する成果品は、次のとおりとする。納入先は、宮城県農政部みやぎ米推進課とする。納期については、(1) はイベント開始前、(2) 及び(3) は令和9年1月29日（金）、(4) は随時とする。

(1) イベントのポスター、チラシ、リーフレット、ノベルティ、装飾等のデータ電子データ（PDF等）

(2) イベント実施に当たり撮影した写真データ等

(3) 業務完了報告書

形状はPDF等の電子データを格納した電子媒体（USBメモリ等）とする。

(4) その他、発注者が必要とするもの

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物（ポスター等）の著作権は発注者に帰属するものとする。また、発注者は、自ら使用するために必要な範囲において本業務の成果物を随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

1.1 その他

(1) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定するものとする。

(2) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。

(3) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。

別紙

< 県指定データ例 > (詳細、枚数は変更になる場合がある)

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

みなさん、こちらのシールを見かけたことはありますか？

特別栽培農産物

特別栽培農産物

特別栽培農産物

特別栽培農産物

農薬と化学肥料の使用量を減らし、環境に配慮して育てた農産物を宮城県が認証する制度です。
認証を受けた農産物を育てた生産者は、目印となるこのシールを貼り、「特別栽培農産物」として販売できます。

認証区分	認証票シール	農業成分数 (節減対象農薬)	化学合成肥料 (窒素成分量)
① 農薬・化学肥料不使用		原則使用しない	原則使用しない
② 農薬不使用・化学肥料節減		原則使用しない	慣行の2分の1以下
③ 農薬節減・化学肥料不使用		慣行の2分の1以下	原則使用しない
④ 農薬・化学肥料節減		慣行の2分の1以下	慣行の2分の1以下

みてください！
新鮮売り場で探して

生産者と交流できる
バスツアーも
行っています！

宮城県はGAPに取り組む農業者を支援しています

■GAPって？
 農業生産工程管理のことです。Good Agricultural Practicesの頭文字をとってGAP (ギャップ) と略します。

農業者が農産物を生産する工程で守るべき管理点を確認し、各工程の実施、記録、点検、評価を繰り返すことで、働く場の安全や、農産物の安全性を確保します。

GAPに取り組むことで、農業経営の改善や効率化にもつながり、持続可能な農業生産が確保され、SDGsの達成にも貢献します。

県では、「宮城県GAP実践点検シート」を整備し、活用してもらうことで農業者のGAPの取組レベルの向上を支援しています。

地球にやさしい目印です。

有機 JASマーク

詳細はこちら ▶

有機食品とは
 農薬や化学肥料、添加物といった化学物質にできるだけ頼らず環境に配慮して生産された食品のことです。

有機JASマークとは
 第三者機関から認証を受けた生産者や製造者により、国際的にも通用する有機JASの基準に基づいて日々の管理が行われた証です。
 農産物、畜産物とこれらの加工食品は、有機JASマークがないと「有機」や「オーガニック」と表示できません。



<みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度PRコットンバッグ>



<令和6年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン業務で作成したポスター、アイコンデザイン>



みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン
Instagramアイコン用_320px×320px

